2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十七百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府京都市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十七百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県奥州市江刺区藤里字平場一二一の三・一二二の五・一二二の一八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二一の一、一二一の六、一二一の七、一二一の一〇、一二一の一一、一二一の一三、一二一の一九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮崎県都城市高崎町前田字大平原一七七六の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十七百三十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十一月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26291号
2　品種登録の年月日　平成29年11月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Brassica oleracea L. var. acephala DC.
4　登録品種の名称　桃子野（ももこの）マーブル
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
高見昌伸
兵庫県加西市別府町甲998－2
7　出願公表の年月日　平成28年1月28日

1　品種登録の番号　第26292号
2　品種登録の年月日　平成29年11月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精眞一茶（せいこういっさ）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市瀬飼町531番地8
7　出願公表の年月日　平成26年12月4日

1　品種登録の番号　第26293号
2　品種登録の年月日　平成29年11月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　山園K4号（やまぞのK4ごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
山形県
山形県山形市松波二丁目8番1号
7　出願公表の年月日　平成27年7月27日

1　品種登録の番号　第26294号
2　品種登録の年月日　平成29年11月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイオーマン
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市瀬飼町531番地8
7　出願公表の年月日　平成27年9月10日

1　品種登録の番号　第26295号
2　品種登録の年月日　平成29年11月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ザンムネロ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Zonneveldslaan 15, 2235SC Valkenburg,
The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成27年10月30日

1　品種登録の番号　第26296号
2　品種登録の年月日　平成29年11月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイエアリー
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市瀬飼町531番地8
7　出願公表の年月日　平成27年9月16日

1　品種登録の番号　第26297号
2　品種登録の年月日　平成29年11月13日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　セイカミン
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市瀬飼町531番地8
7　出願公表の年月日　平成27年11月27日